

仕 様 書

1 委託業務名

盛岡市・花蓮市友好都市提携記念碑建立記念式典設営等業務委託

2 委託業務の目的

令和元年11月24日に友好交流協定を締結し、友好都市となった台湾・花蓮市との交流を記念した記念碑の建立を祝い、記念碑の建立記念式典（以下、「記念式典」という。）を開催するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響により、花蓮市からの訪問団の来盛が見込めないことから、記念碑や記念式典の様子を収めた動画を作成し、花蓮市へ送付することで、両市の交流の推進を図る。

3 履行場所

盛岡城跡公園 川と緑と花の広場（盛岡市内丸1-50）

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年12月27日（月）まで
記念式典は令和3年11月22日（月）とする。

5 委託業務内容

記念式典実施に必要な機材、設備等の設営及び撤去の一切に関すること。

(1) 記念式典の会場設営及び進行管理等

記念式典に係る会場、除幕の設営を行うこととし、次のものを用意すること。また、記念式典に出演する「盛岡山車推進会」に対し謝金を支払うこととし、係る経費を委託料に含むものとする。

【受託者用意備品】

スタンドマイク2セット（スピーカー含む）、撮影用カメラ2台、除幕用布1式、除幕用紐1式

(2) 記念品の用意

当日の参加者及び花蓮市への贈呈用として、記念品を用意すること。記念品は手ぬぐいとし、デザイン等は市と協議の上決定すること。納品枚数は300枚とすること。

(3) 式典中の動画撮影

式典中は動画撮影を行うこととし、必要に応じて機材を用意すること。

(4) 提供用動画の編集、成果物の納品

撮影した式典中の動画に、記念碑制作工程等を盛り込んだものを花蓮市への提供用

動画として制作し、DVD等の電子記録媒体として20部納品すること。

なお、電子記録媒体の納品に際しては、表面にデザインを施したものとし、同様にデザインを施したケースも付して納品すること。

6 事業報告等

受託者は事業の進捗等に関する次の報告及び委託者による検査に協力しなければならない。

(1) 業務工程表

受託者は、委託契約締結後速やかに受託期間中の業務工程表を委託者に提出し、その承認を得ること。

(2) 随時の報告

本業務委託に関連し、委託者が調査又は報告を求めた場合においては、受託者は速やかにこれに応じ、必要な報告書等を提出すること。

(3) 立入検査

委託業務の適正な履行のために委託者が必要と認めるときは、委託者は受託者の委託業務の実施状況等を確認するため現場に立ち入り、受託者等に対する聞き取り、関係書類の確認等を行い、是正指導等の措置を実施することができるものとする。

(4) 業務完了届

受託者は、業務が完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出し、検査等を受けること。

7 関係機関との連携

受託者は、業務を円滑に進めるため、委託者及び他の関係機関との連携を密に図ること。

8 情報資産の保護管理

委託業務の処理に当たっては、盛岡市情報セキュリティポリシー規程（平成22年共同訓令第1号）及び個人情報保護に係る法令、条例等の趣旨を業務に携わる従業員に周知し、適切に指導すること。

9 協議・打合せ等

業務における協議、打合せ等は、進捗状況に応じて適宜行うこと。

また、協議・打合せにあたっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うこと。

10 その他

(1) 委託業務の実施に当たっては、契約時に定める現場責任者が、責任を持って指示及び管理・運営を行うものとする。

- (2) 受注者は成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格者の主張を行わないものとする。
- (4) 本業務に係り、提供したデータは、本業務に限り使用することが可能であり、他で使うことはできないものとする。
- (5) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏らすことの無いよう注意を払うこと。このことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (6) 受注者は、自然災害、人為災害、事故等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じること。
- (7) 本業務の履行に際し疑義が生じた場合、両者で協議のうえ速やかに処置するものとする。
- (8) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。